

## 要 望 書

2015年8月27日

福岡市長 高島宗一郎 殿

福岡市保健福祉局 総務部 保護課 殿

福岡市経済観光文化局 産業振興部 就労支援課 殿

福岡・築港日雇労働組合

福岡市博多区〇〇〇△-△-××

TEL/FAX 092-263-8632

われわれは、8月13日から15日にかけての三日間、須崎公園において、日雇い・野宿の労働者の夏祭りを開催した。その際、例年のごとくアンケート調査を行なった。「生活保護より仕事がほしい」と回答した人の割合は、これまでの調査と比べると減少し、全体のちょうど6割となっている。しかしこれは、仕事に就いている労働者が増えているということを示すものではない。日雇い・野宿の労働者の高齢化が進み、生活保護への依存が次第に高まっているということではかない。むしろ、福岡市が推し進める「グローバル創業・雇用創出特区」によって、あるいは政府が進める「労働者派遣法」改悪などによって、今後ますます多くの失業者が生み出されることが懸念される。そのことは、今後さらに、野宿せざるを得ない労働者が大量に生み出されることを意味する。福岡市は、生活保護一辺倒の施策を改めるべきである。

われわれの調査でも、生活保護に頼らざるをえない労働者が増えているとはいえ、「体が動くうちは働いて暮らしたい」という労働者が、依然として半数以上も存在しているのである。現にわれわれの周辺にも、仕事がないばかりに仕方なく、福島第一原発事故で放射能に汚染された福島県下へと、除染の仕事に近々行く予定の労働者がいる。彼は、「福岡市が仕事を出してくれれば、危険で、賃金をまともに払ってくれるかどうかも分からないような仕事のために、わざわざ福島まで行かなくてもいいのに」と話している。これが、福岡の日雇い・野宿の労働者が置かれている実態である。福岡市は、こうした現実を直視すべきである。仕事を求める労働者を放置し続けることは、断じて許されない。

福岡市は、日雇い・野宿の労働者ための公的就労対策事業の実施を、ただちに開始すべきである。ついては、下記の諸点につき、強く要望するものである。

### 記

一、東京都が山谷で行なっている「特別就労事業」のような、日雇い・野宿の労働者のための公的就労対策事業を行なうこと。

一、その際、日雇い・野宿の労働者の生活実態に合わせて、①築港を集合場所とすること、②輪番制の実施、③賃金の日払い、④作業現場への送り迎え、⑤日雇い雇用保険の適用と被保険者手帳の作成、を行なうこと。

一、以上の内容について、早急にわれわれとの話し合いの場を設けること。

以上